

## 幕張海浜公園管理運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉市（以下「本市」という。）が幕張海浜公園における都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の公園施設の管理に係る許可（以下「管理許可」という。）を公園管理者である千葉県から受け、管理運営業務を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「幕張海浜公園」とは、千葉県立幕張海浜公園における次の各号に掲げる区域から構成されるものをいう。

- (1) Aブロック
- (2) Bブロック
- (3) Cブロック

2 この要綱において「有料公園施設」とは、幕張海浜公園内における次の各号に掲げる施設から構成されるものをいう。

- (1) 駐車場
- (2) 日本庭園（茶室含む）

3 この要綱において「管理者」とは、本市と管理許可に係る管理運営業務に関する基本協定を締結し、基本協定に定める役割分担に基づき、当該業務を行うこととされた者をいう。

### (行為の審査)

第3条 管理者は、幕張海浜公園で次に掲げる行為をしようとする者がいる場合、適切な公園利用環境を確保するため、行為の目的、行為の期間、その他要領で定める事項について審査しなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業としての写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行なうこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため幕張海浜公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮

設工作物を設けること。

(行為の承認)

第4条 管理者は、前条の審査の結果、別に定める承認基準に該当すると認められる場合に限り、行為を承認できる。

2 管理者は、前項の承認に、幕張海浜公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

3 第1項の承認した内容について、変更が生じる場合の手続きは、前条及び第1項の規定に準ずるものなら再度審査及び承認を行わなければならない。

(行為及び使用の制限)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、幕張海浜公園での第3条第1項の行為、及び有料公園施設の使用を拒み、又は行為及び使用の停止を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 幕張海浜公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、幕張海浜公園の管理運営上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

第6条 管理者は、前条第3号に該当する事由の有無について、確認の必要がある場合、速やかに本市へ報告しなければならない。

(休日等)

第7条 幕張海浜公園の有料公園施設の休日及び使用時間は、本市と管理者が協議のうえ、決定するものとする。

(料金)

第8条 管理者は、幕張海浜公園内の有料公園施設を使用しようとする者から、別表1に定める額を超えない範囲で料金を徴収することができる。

2 管理者は、幕張海浜公園において、第3条第1項の行為をしようとする

者から、別表 2 に定める額を超えない範囲で料金を徴収することができる。

3 管理者は、要領で定める場合その他本市が特に必要があると認める場合は、料金を減額し、又は免除しなければならない。

4 既に納付した料金は還付しない。ただし、災害等の申請者の責任に帰することのできない理由があると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

5 管理者は、要領で定める場合その他特に必要があると認める場合において、第 2 条に定める有料公園施設で要領で定めるものに係る料金については、第 1 項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、幕張海浜公園の管理運営に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

## 別表 1 (第 8 条第 1 項関係)

### 1 ABC ブロック 駐車場利用料金

区分	1 台 1 日 1 回につき	
	8 時間以内	8 時間を超えた場合
準中型自動車及び普通自動車	600 円	100 円

### 2 日本庭園

#### (1) 入園料金

区分	1 人 1 日 1 回につき
一般	110 円
小学校 (義務教育学校の前期課程を	50 円

含む。) の児童並びに中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び高等学校の生徒	
--	--

(2) 茶室利用料金

区分	午前 9 時から午前 12 時まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 4 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
広間	6, 210円	6, 210円	7, 450円	12, 430円	13, 680円	19, 910円
小間	3, 090円	3, 090円	3, 700円	6, 190円	6, 810円	9, 920円
立礼席	4, 290円	4, 290円	5, 160円	8, 610円	9, 470円	13, 780円
付帯施設 (茶庭)	2, 980円	2, 980円		5, 970円		

別表 2 (第 8 条第 2 項関係)

行 為	行為に伴う料金の額	
行商、出店その他これらに類するもの	1 m <sup>2</sup> 1 日につき	1 2 1 円
業としての写真撮影	1 人 1 日につき	8 6 3 円
業としての動画撮影	1 日 1 件につき	1 7, 6 0 0 円
競技会、展示会その他これらに類する催し	1 m <sup>2</sup> 1 日につき	1 6 円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設けること	1 m <sup>2</sup> 1 日につき	2 0 円